

土木工事書類作成マニュアルのポイント

1 現行ルールの徹底

設計図書の照査確認資料

契約書19条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は、監督職員への提示とし、受注者が保管する。

(照査は契約書第19条の範囲を超えないこと)

関係官公庁協議資料

関係官公庁と協議が必要な場合は、許可後の書類の提示でよい。監督職員から請求があった場合は写しを提出。(届出前の事前資料は事前提出不要)

材料確認願

指定材料のみの提出を徹底する。(設計図書で指定した材料を含む)

材料品質証明資料

指定材料のみの提出を徹底する。(設計図書で指定した材料を含む)

段階確認書

段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。

監督職員が臨場した場合の状況写真は不要

確認・立会願

契約図書で規定された場合のみ提出する。

安全教育訓練等の実施状況資料

実施状況資料を整備・保管し、監督職員から請求があった場合に提示

施工プロセスのチェックリスト

「施工プロセスのチェックリスト」に記載されている確認項目について、契約図書上で提出を要しない書類(以下の例)については、監督職員への提示でよく、提出は不要

(1) 災害防止協議会活動記録、(2) 店社パトロール実施記録

(3) 安全巡視、TBM、KY実施記録、(4) 新規入場者教育実施記録

実施工程表

監督職員への提示のみで提出不要

出来形管理資料

測定数が5点未満の場合は、出来形管理図表、度数表(ヒストグラム)の作成は不要

品質管理資料

測定数が10点未満の場合は、品質管理図表、度数表(ヒストグラム)の作成は不要

2 提出を不要とした書類

施工計画書

軽微な場合の変更施工計画書は提出不要(工期や数量だけの変更等の場合)

休日・夜間作業届

週間工程会議等で受発注者双方が事前に把握していれば、改めての提出は不要

支給品及び貸与品要求書

支給品、貸与品は、設計図書に明記しており、受注者からの要求書は不要

完成写真(完成、出来形、中間)

工事写真で代替できるので、改めての作成は不要

排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真

写真の提出は不要